様式第12の2（第2条第1項関係）（令元総省令18・追加、令元総省令19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告

契　約　数

年　月　日現在

サービスの種類　第五世代移動通信アクセスサービス（再掲）

事業者名

契約数	
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
参考事項	

注1　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。

2　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

3　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。

4　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システム以外を使用する携帯電話ごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に、その契約数を記載すること。

5　注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。